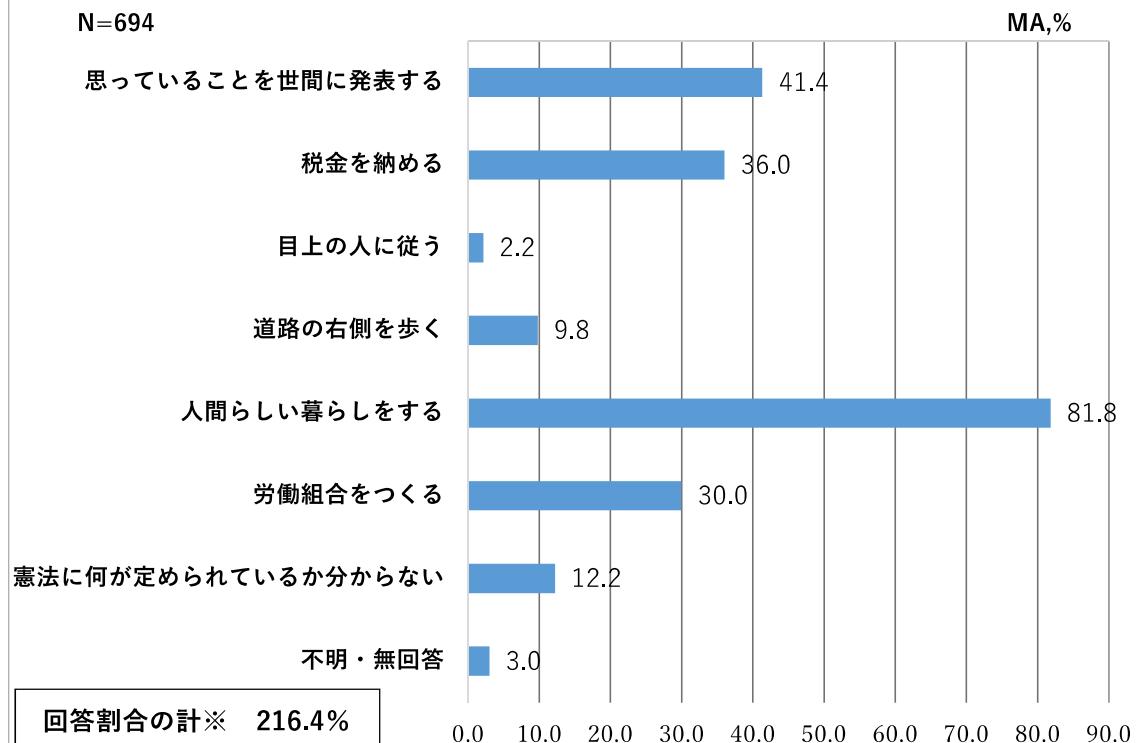


9 憲法に定められた国民の権利

問9 あなたは、憲法によって、義務ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか。(○はいくつでも)

[図9-1 憲法に定められた国民の権利]



※「憲法に何が定められているのか分からぬ」と「不明・無回答」を除く回答割合の計

憲法において国民の権利として何が定められているのかを問うと、「人間らしい暮らしをする」(25条)が最も多く(81.8%)、「思っていることを世間に発表する」(21条)がこれに続く(41.4%)。しかし、「労働組合をつくる」(20条)は30.0%と、国民の権利ではない「税金を納める」(36.0%)よりも低くなっている。また、「憲法に何が定められているのかわからぬ」は12.2%である。

「憲法に何が定められているのか分からぬ」と「不明・無回答」を除いた選択肢それぞれの割合の計は216.4%で、回答者は平均して2つを少し上回る数の選択肢を選んでいるのであるが、これは正答である「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つを下回っている。「労働組合をつくる」と「思っていることを世間に発表する」が3~4割しかないことと合わせて考えると、憲法における権利の理解は高いとはいえない。

[表9－1 憲法に定められた国民の権利（性・年齢別）]

(上段：人、下段：%)

		回答者数	世間で思つて発表する人のことをする	税金を納める	目上の人従う	道路の右側を歩く	人間らしい暮らし	労働組合をつくる	なれない憲法に何かが分かめらる	不明・無回答	回答者割合の計※
総数		1502 100.0	287 41.4	250 36.0	15 2.2	68 9.8	568 81.8	208 30.0	85 12.2	21 3.0	201.2
性別	男性	650 100.0	139 47.8	111 38.1	6 2.1	27 9.3	242 83.2	91 31.3	26 8.9	8 2.7	211.8
	女性	798 100.0	141 37.2	126 33.2	8 2.1	38 10.0	309 81.5	111 29.3	54 14.2	11 2.9	193.3
年齢別	18-19歳	85 100.0	21 63.6	8 24.2	3 9.1	3 9.1	27 81.8	21 63.6	2 6.1	— —	251.4
	20歳代	133 100.0	31 52.5	14 23.7	3 5.1	5 8.5	42 71.2	27 45.8	10 16.9	1 1.7	206.8
	30歳代	152 100.0	40 56.3	16 22.5	1 1.4	3 4.2	59 83.1	24 33.8	9 12.7	— —	201.3
	40歳代	204 100.0	44 45.5	32 44.0	2 2.1	2 2.1	77 79.4	29 29.9	15 15.5	3 3.1	203.0
	50歳代	237 100.0	52 44.4	39 33.3	— —	5 4.3	94 80.3	35 29.9	9 7.7	3 2.6	192.2
	60歳代	327 100.0	65 41.9	52 33.5	— —	14 9.0	132 85.2	51 32.9	12 7.7	1 0.6	202.5
	70歳以上	410 100.0	51 28.0	84 46.2	8 4.4	38 20.9	150 82.4	40 22.0	27 14.8	12 6.6	203.8

※「憲法に何が定められているのか分からぬ」と「不明・無回答」を除く回答割合の計

性別では、男性の「思っていることを世間に発表する」の割合が女性のそれを 10.6 ポイント上回っており、男性の「税金を納める」の割合も女性より 5 ポイントほど高くなっている。そして、「憲法に何が定められているのか分からぬ」は、女性の方が 5.3 ポイント高くなっている。

年齢別でみると、「人間らしい暮らしをする」の割合については年齢による差はみられないが、「思っていることを世間に発表する」と「労働組合をつくる」の割合は、年齢が若くなるほどおおむね高くなる傾向がみられる。中高年層に比べて若年層の方が憲法に定められた権利についての理解が高いといえる。

[表9－2 憲法に定められた国民の権利（前回調査・NHK調査との比較）]

(単位：%)

	米原市 (2017年)	米原市 (2022年)	全国
回答者数（人）	836	694	2751
思っていることを世間に発表する	33.7	41.4	29.8
税金を納める	33.6	36.0	43.8
目上の人へ従う	3.6	2.2	6.0
道路の右側を歩く	10.6	9.8	12.2
人間らしい暮らしをする	82.5	81.8	74.2
労働組合をつくる	27.3	30.0	17.5
憲法に何が定められているか分からぬ	11.8	12.2	4.8
不明・無回答	2.4	3.0	

NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」2018年

前回調査との結果と比較すると、「思っていることを世間に発表する」の割合が7.7ポイント増加しているのを除けば、大きな変化はみられない。NHK放送文化研究所が実施した全国調査（「日本人の意識調査」）と比較すると、「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」それぞれの割合は、いずれも米原市の方が高くなっている。

問9の国民の権利として憲法に定められていると思うもので、正答である「思っていることを世間に発表する」「人間らしい暮らしをする」「労働組合をつくる」の3つだけを選択した回答者を「完全正解者」、正答である3つのうちの一部だけを選択するか、正答3つの全部または一部を選択した上で、他の項目も選択した回答者を「部分正解者」、正答である3つ以外の項目だけを選択した回答者を「不正解者」として分類集計し、他の設問とのクロス集計を行った。

[表9-3 憲法における権利に対する理解度]

(単位：%)

		合計(人)	完全正解者	部分正解者	不正解者	不明・無回答
全体		694	16.3	69.0	11.7	3.0
性別	男性	291	18.6	69.1	9.6	2.7
	女性	379	15.3	68.9	12.9	2.9
年齢	18-19歳	10	20.0	70.0	10.0	—
	20歳代	42	23.8	61.9	14.3	—
	30歳代	71	19.7	67.6	12.7	—
	40歳代	97	19.6	61.9	15.5	3.1
	50歳代	117	17.9	65.0	14.5	2.6
	60歳代	155	19.4	71.0	9.0	0.6
	70歳以上	182	8.8	75.8	8.8	6.6

完全正解者の割合は、総数で16.3%と、2割を下回っている。

性別では、男性のほうが高く、女性での割合を3ポイントほど上回っている。

年齢別でみると、完全正解者の割合は、18-19歳で42.4%と、高くなっているが、20歳代から60歳代では20%前後で、70歳以上では8.8%と、18-19歳の割合を大きく下回っている。

18-19歳で完全正解者の割合が高くなっているのが、近年の学校において主権者教育が充実してきた結果であると考えられる。

今回のデータだけでは、どちらであるのか判断はできないが、完全正解者の割合が非常に低いことは、人権教育・啓発の大きな課題である。

[表 9-4 憲法における権利の理解度別人権侵害に該当する事象等について
(問 9×問 2)]

		総数 (人)	よくあてはまる	ややあてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	不明・無回答
ア 女性ということで、同じ勤務年数の男性よりも給与や昇進で低い評価を受けること	完全正解者	113	56.6	29.2	11.5	1.8	—	0.9
	部分正解者	479	35.1	37.0	18.8	3.5	2.1	3.5
	不正解者	81	28.4	42.0	16.0	2.5	2.5	8.6
イ 企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けること	完全正解者	113	47.8	31.9	16.8	2.7	0.0	0.9
	部分正解者	479	25.3	37.0	25.9	5.0	2.1	4.8
	不正解者	81	19.8	38.3	25.9	7.4	1.2	7.4
ウ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対すること	完全正解者	113	49.6	32.7	14.2	2.7	—	0.9
	部分正解者	479	29.0	34.7	25.3	5.0	1.9	4.2
	不正解者	81	24.7	35.8	30.9	1.2	—	7.4
エ 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が低くなること	完全正解者	113	30.1	39.8	21.2	6.2	0.9	1.8
	部分正解者	479	19.6	43.2	23.6	7.5	2.5	3.5
	不正解者	81	14.8	38.3	29.6	6.2	2.5	8.6
オ 結婚に際して、相手が同和地区出身者かどうか、身元調査をすること	完全正解者	113	54.0	24.8	14.2	4.4	0.9	1.8
	部分正解者	479	35.9	28.6	20.9	7.9	2.9	3.8
	不正解者	81	25.9	32.1	23.5	11.1	1.2	6.2
カ HIV（エイズウィルス）感染を理由に、労働者が採用されなかったり、解雇されたりすること	完全正解者	113	49.6	29.2	12.4	6.2	1.8	0.9
	部分正解者	479	30.3	28.4	29.0	4.8	3.1	4.4
	不正解者	81	14.8	37.0	30.9	4.9	3.7	8.6
キ 犯罪被害者が名前や住所などを報道されること	完全正解者	113	46.9	23.0	17.7	8.8	2.7	0.9
	部分正解者	479	29.9	23.0	30.9	7.9	4.8	3.5
	不正解者	81	27.2	22.2	25.9	11.1	6.2	7.4
ク 非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子）が結婚に際して不利益を受けること	完全正解者	113	58.4	24.8	10.6	5.3	—	0.9
	部分正解者	479	33.0	30.1	25.5	4.8	2.3	4.4
	不正解者	81	25.9	29.6	32.1	2.5	2.5	7.4
ケ 民間企業などで障がいのある人の雇用が進まないこと	完全正解者	113	36.3	46.9	13.3	2.7	—	0.9
	部分正解者	479	22.1	40.3	28.0	4.2	1.3	4.2
	不正解者	81	9.9	49.4	27.2	4.9	2.5	6.2
コ 外国人であることを理由に、賃貸マンションへの入居が拒否されること	完全正解者	113	38.9	41.6	12.4	5.3	0.9	0.9
	部分正解者	479	20.9	32.4	34.9	6.1	1.5	4.4
	不正解者	81	12.3	30.9	38.3	8.6	1.2	8.6
サ 災害などの緊急時に、日本語に不慣れな外国人への行政の対応がおろそかになること	完全正解者	113	46.9	30.1	19.5	2.7	—	0.9
	部分正解者	479	23.2	35.1	29.4	6.3	1.7	4.4
	不正解者	81	16.0	27.2	39.5	8.6	1.2	7.4
シ 在日外国人に地方参政権が認められないこと	完全正解者	113	25.7	30.1	25.7	4.4	13.3	0.9
	部分正解者	479	19.0	29.2	36.5	6.3	4.8	4.2
	不正解者	81	9.9	27.2	43.2	6.2	6.2	7.4

憲法で定められた権利についての理解度別に、さまざまな行為や事象が人権侵害に当たるのかどうかをみると、すべての項目について「よくあてはまる」の回答割合は完全正解者で最も高くなっていることがわかる。完全正解者の「よくあてはまる」の回答割合は、部分正解者のそれを大きく上回り、不正解者のそれの 2 倍以上の大きさとなっている項目も多い。たとえば、「ア 女性ということで、同じ勤続年数の男性よりも給与や昇進で低い評価を受けること」「イ 企業の採用や昇進、給与などで、外国人が不利益を受けること」「ウ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てるのに周囲が反対すること」「ク 嫡出子が結婚に際して不利益を受けること」「サ 災害などの緊急時に、日本語に不慣れな外国人への行政の対応がおろそかになること」では、完全正解者の「よくあてはまる」の割合が部分正解者のそれを 20 ポイント以上、上回ってい

る。このように、人権侵害に該当するとみなされたり、人権侵害であると指摘されることがある行為や事象などに対し、憲法の権利理解が高い人ほど人権侵害であるとみなす傾向が強いといえる。

[表 9-5 憲法における権利の理解度別同和地区出身者との結婚を家族から反対されている親戚の相談を受けた場合の対応（問 9×問 5）]

	総数 (人)	あきらめる よう言う	慎重に考える べきだと言う	迷うことはな い、自分の意 思を貫いて結 婚すべきだと 言う	反対する家族 を説得するな ど、力になろ うと言う	どう言えば よいのかわ からない	その他	(%) 不明・無 回答
完全正解者	113	0.9	18.6	31.9	14.2	26.5	7.1	0.9
部分正解者	479	1.9	20.0	28.6	12.1	29.2	2.1	6.1
不正解者	81	-	23.5	14.8	9.9	43.2	-	8.6

憲法に定められた権利についての理解度別に同和地区出身者との結婚を家族から反対されている親戚の相談を受けた際の対応をみると、部分正解者と不正解者に比べて、完全正解者で「迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚すべきだと言う」と「反対する家族を説得するなど、力になろうと言う」という回答が多く、「慎重に考えるべきだという」と「どう言えばよいのかわからない」という回答が少なくなっている。憲法の権利についての理解が高い人ほど、同和地区出身者との結婚に関する親戚からの相談に対して、積極的な対応をとると回答している。

[表9-6 憲法における権利の理解度別子どもの権利に関する回答（問9×問6）]

		総数 (人)	そう思う	どちらかとい えばそう思う	どちらともい えない	どちらかと いえばそう 思わない	(%)	
							完全正解者	部分正解者
ア いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある	完全正解者	113	4.4	6.2	26.5	15.0	47.8	—
	部分正解者	479	4.2	10.2	34.9	14.2	34.4	2.1
	不正解者	81	12.3	8.6	38.3	14.8	24.7	1.2
イ 保護者が子どものしつけのために体罰を加えることはしかたがない	完全正解者	113	5.3	4.4	16.8	18.6	54.0	0.9
	部分正解者	479	3.1	6.7	24.4	21.9	41.3	2.5
	不正解者	81	4.9	6.2	22.2	19.8	43.2	3.7
ウ 教師が子どもを指導するために、ときに体罰を加えることも必要だ	完全正解者	113	8.8	—	13.3	11.5	65.5	0.9
	部分正解者	479	5.6	5.4	19.6	19.6	47.2	2.5
	不正解者	81	3.7	7.4	27.2	18.5	39.5	3.7
エ 保護者が子どもの様子を知るために、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手に見ないほうがよい	完全正解者	113	39.8	14.2	29.2	10.6	5.3	0.9
	部分正解者	479	32.8	19.8	26.5	10.6	7.9	2.3
	不正解者	81	35.8	14.8	25.9	9.9	11.1	2.5
オ 学校の規則などを定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない	完全正解者	113	50.4	21.2	13.3	7.1	7.1	0.9
	部分正解者	479	45.5	26.3	16.5	5.2	3.1	3.3
	不正解者	81	40.7	14.8	24.7	8.6	7.4	3.7
カ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ	完全正解者	113	6.2	0.9	10.6	24.8	56.6	0.9
	部分正解者	479	4.4	4.8	17.1	20.5	50.9	2.3
	不正解者	81	6.2	2.5	14.8	24.7	48.1	3.7
キ 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ	完全正解者	113	—	1.8	21.2	26.5	49.6	0.9
	部分正解者	479	6.7	5.6	29.2	16.7	39.7	2.1
	不正解者	81	7.4	7.4	28.4	13.6	42.0	1.2

憲法に定められた権利についての理解度別に子どもの権利に関する意見などに対する回答をみると、部分正解者と不正解者に比べて、完全正解者は「エ 保護者が子どもの様子を知るために、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手に見ないほうがよい」と「オ 学校の規則などを定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない」という意見については「そう思う」という回答が多く、「ア いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」「イ 保護者が子どものしつけのために体罰を加えることはしかたがない」「ウ 教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ」「カ 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは、やむをえないことだ」「キ 不登校は本人が努力すれば克服できる問題だ」という意見について「そう思わない」という回答が多くなっている。完全正解者ほど、いじめや不登校、貧困のために大学に進学できないことなどを個人の問題に帰するような意見や、保護者と教師の体罰を容認するような意見を否定し、子どものプライバシー権や意見表明権を肯定する回答が多い。

以上の3つのクロス表からみえてきたのは、完全正解者の人権意識の高さである。憲法における権利を正しく理解している人ほど、人権意識が高いのである。したがって、市民の人権意識を高めるに当たって、憲法における権利についての教育や啓発が有効であるといえる。